

令和3年 八潮市農業委員会12月総会 議事録

1 開催日 令和3年12月22日(水)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会場 八潮市役所第2会議室

4 出席委員 14名

会長 1番 大塚 一宏

会長職務代理者 2番 小早川喜一

委員 3番 大野ヒロ子

9番 飯山 敏行

4番 渋谷 稔

10番 新井 孝美

5番 荻野 恭子

11番 臼倉 正浩

6番 齋藤 富子

12番 鈴木 新一

7番 福岡 達則

13番 鈴木 隆

8番 小倉 雅樹

14番 田中 幸夫

5 欠席委員 1名

委員 15番 松田 淳一

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件

7 協議事項

農業経営基盤強化促進法に関する基本構想の一部改正(案)について

8 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第4号 農地転用許可後の工事完了届について

9 その他

10 農業委員会事務局職員

局長 恩田 秋弘

係長 清水 茂

係長 白倉 進一（都市農業課）

主任 後藤 涼子

開会 午後 2時00分

### ◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、本日は、新型コロナウイルスの感染者数がだんだん増えてきていますが、会場の広さを考慮しまして、また、今年最後の総会でもありますことから、全員の参加での開催とさせていただきます。

ただいまより八潮市農業委員会12月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員数は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。本日、出席者数は14名でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことを報告させていただきます。

なお、15番委員の松田委員からは欠席の連絡をいただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

---

### ◎会長代理挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。

お寒い中、また暮れのお忙しい中で、今年最後の12月の総会となります。皆さん、出席していただきましてありがとうございます。松田委員が欠席になりましたが、久々のほぼ全員出席ということで大変うれしく思います。何か全員いたほうがほっとするという感じがいたします。農業委員会の総会の決議などは全員で検討して、全員で決議することがやはり必要なのではないかと私は思っております。

また、報告ですが、明後日24日にJAさいかつ管内農作業受委託料金協議会という協議会がありまして、私と飯山委員と新井委員で出席予定となっております。

本日も最後までご協力をよろしくお願い申し上げます。

○事務局長 大塚会長、ありがとうございました。

まず、本日の傍聴者につきましては出席の方がおりません。ご報告申し上げます。

ここで、本日の資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がありましたら、恐れ入りますが、お手を挙げていただいております。

いただければと思います。

①八潮市農業委員会 1 2 月総会次第 A 4 横

②農業経営基盤強化促進に関する基本的構想の一部改正（案）について

（資料 - 1）

こちらは、あらかじめ郵送させていただいておりますが、委員の皆様への依頼文書とあと基本的構想の改正案、新旧対照表、それと構想の変更（案）についてということで別紙がついているかと思えます。

③八潮市農業経営者支援給付金について（資料 - 2）

④令和 3 年度違反転用対策重点パトロールの実施について（資料 - 3）

⑤冬季パトロール報告書（資料番号なし）

⑥全国農業委員会会長代表者集会における決議について（資料 - 4）

⑦全国農業委員会会長代表集会のウェブ配信（ユーチューブ）について

（資料 - 5）

⑧農業者年金普及資材の送付について（資料 - 6）

こちらは、繰り返し使えるマスクということで、皆様のほうにこのような三層のマスクが入っているかと思えます。こちらは農業会議のほうからきておりますので、使っていただきたいと思えます。

⑨農業者年金制度改正リーフレットの送付について（資料 - 7）

⑩中川遊歩道を横断や走行するドライバーの方へ（資料 - 8）

⑪かすかべのうりんナビ

⑫農業ニュースやしお

皆様のほうには手提げバッグの中に農業ニュース第52号が入っているかと思えます。1 部だけカラー印刷したものがあるかと思えます。これは委員の皆様の方ということで、残りの白黒で印刷したものにつきましては皆様の担当地区内の農家の方のものとなります。一緒に担当地区内の名簿も入っておりますので、恐れ入りますが、農家の皆様のお宅に配布いただければと思います。ポストへの投函で構いませんので、お忙しいところ恐縮でございますが、今月中に配布いただけますようお願いいたします。手提げバッグにつきましては、次回の総会のお返しいただければと思います。

以上、農業ニュースを除いて、資料は12点になります。

そのほかに、農業経営者支援給付金の郵送文書が、荻野委員、齋藤委員を除く委員の皆様13名の委員の皆さま方には通知があるかと思えます。こちら後でご説明させていただきます。また、渋谷委員、大野委員、松田委員、3名の方にはみどりの学校ファームの文書が別にあるかと思えます。

以上、お渡しした資料でございますが、資料の漏れ等はありませんでしょうか。

ないようですので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任から次第8のその他まで、どうぞよろしくお願いたします。

---

#### ◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 それでは、3番、大野ヒロ子委員、14番、田中幸夫委員にお願いします。

---

#### ◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、恩田事務局長にお願いします。

○事務局長 はい、分かりました。

---

#### ◎議案第24号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件。

番号1、借人住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇、貸人住所・氏名、〇〇〇番地、〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇-〇、登記地目、田、現況地目、畑、地積

〇〇平米、同じく〇一〇、田、畑、〇〇平米、〇一〇、田、畑、〇〇平米、合計〇〇〇平米、権利の内容は10年間の賃借権の設定となります。

次に、隣の2ページをご覧ください。申請地の概要につきましては、申請地は市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10h a未満の第2種農地となります。

申請目的は、資材置場及び駐車場です。申請理由としまして、譲受人は申請地より車で二、三分程の〇〇市〇〇地区に鉄筋加工スペースを含む資材置場と駐車場を有しております。近年、取扱い鉄筋量が増加しまして作業スペースが手狭となっており、また、駐車場のほうも敷地内に転回スペースもなく、前面道路を利用しなければ車両の入替えもできない状態であることから新たな土地を求めたということです。そして現在の場所から、市街地だとちょっと場所が遠いということ、また、近くの非農地も探しましたが、適当な土地が見つからなかったところ、今回、土地所有者の合意が得られることになりまして申請に至ったものとなります。

資金計画・調達計画につきましては、造成工事費としてご覧の金額を貸貸人の自己資金で賄うということで、こちらは5条申請なんですが、造成費については所有者が支払うということで、その旨の記述の載った契約書の案が提出されております。また、貸貸人の残高証明書も提出されているところです。

周囲農地への被害防除としまして、周囲に農地はないのですけれども、近隣に被害が生じないようにコンクリート土留めを設置するということです。また、八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例の規定に基づきまして、安全面や排水計画、緑化計画などについて市役所の関係各課との協議を済ませた計画となっております。

次に、場所の説明をいたします。1枚めくって、次第の3ページをご覧ください。

市役所〇側の出口を出まして〇に向かいます。〇〇〇に突き当たったところで〇に曲がり、道路をそのまま〇〇していきますと〇〇〇に到達しますが、その手前の信号を〇折しまして、〇〇〇、こちらを〇〇方向に向かって行きまして、一つ目の信号を〇折しますと〇〇〇に入ります。そちらをずっと〇〇しますと、〇〇〇の交差点に到達しますが、そこからさらに1.2kmほど〇〇しますと〇〇〇のあるところ、〇〇〇との境になりますが、こちらの交差点に到達します。その交差点を〇折して東方向に向かいましておよそ200m行きましたところ、3ページの着色した箇所が今回の申請地となります。この道路の〇側が〇〇〇となることです。

土地利用計画は隣の4ページのようになっておりまして、隣接する北側の道路から2か所ほど出入口を設けまして、東方向が主に駐車場、真ん中に資材置場がありまして、西側、こちらのほうは車両が出入りして、中にラフタークレーンという移動式のクレーン車を配備し

て、入ってきたトラックから鉄筋を釣り上げてこの中央に鉄筋を置くというような土地利用計画となっております。北側が道路で、南側が水路、東側が宅地、西側は、隣接の資材置場に接続する道路になっておりまして、農地はない状況となっております。

現地の様子は、1枚めくっていただいて、後ろの5ページですが、このような状況になっておりまして、写真の2番の看板ですけれども、これは八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例の申請に基づきまして、申請が上がったかなり早い段階で、現地のほうに、周囲の方々に計画を周知するために看板を取りつけなくてはならないことになっておりまして、これはうちのほうの申請が上がる前から設置されるものとなっているもので、このように条例に基づきまして設置されている状況でございます。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当の10番、新井孝美委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○10番（新井孝美委員） 10番、新井です。

先週の土曜日18日に現地調査に赴きまして、ふだんから通っている場所ですけれども、〇〇さん、作物のほうは耕作なされてないのですけれども、年に三、四回、耕運または除草のほうをしております、申請地以外の場所もいつもきれいに管理をしている状態でございます。また、稲作のほうもやられておりまして、この地図上、東側の〇〇〇さんに隣接しているところなので、これから先管理もできると思いまして、問題はなかるうかと思っております。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と10番、新井委員より農地法第5条の規定による許可申請認定の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

何かございますか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 ございませんか。

それでは、私からですが、この件自体の質問ではないのですが、これはちょっと見ると農地法第5条ではないですか。自分で貸す場合、要するに4条と5条の違いって、皆さん分かりますか。

事務局。

○事務局 4条は、土地所有者自らが転用する場合、これも内容的には〇〇さん自身が造成して貸すので4条という感覚で受けられてしまうのではないかと思うのですが、これは春日部

農林にも確認したのですが、所有者自身が費用を出して造成する場合でも、資材置場で相手が特定されている場合は5条で申請するよとということでした。これが貸駐車場ですと4条で通るんですけども、資材置場の場合は使う人が受人としてやっていくということで、申請者にもそういう形で手続をお願いしております。

○議長 ということですが、簡単に、私が一番最初に覚えたのは、4条は自分で駐車場とかに転用して貸すのが4条で、5条は売ってしまうのが5条だというふうに、簡単に言うと最初覚えたんですけども、ちょっと紛らわしいのが4条と5条のその中間みたいなのは後から覚えました。大体そんな感じで覚えてもらえればいいかと思います。

質問はないですか、よろしいですか。

それでは、ないようですので、挙手にて採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手全員 ————

○議長 挙手全員ですので、本件は原案のとおり可決いたします。

---

#### ◎議案第25号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件につきまして、2件ございます。

まず、番号1について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の6ページをご覧ください。

議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて。

番号1、相続人住所・氏名、〇〇〇区〇〇〇-〇-〇-〇〇、〇〇〇、被相続人住所・氏名、〇〇〇-〇、〇〇〇、特例の適用を受けようとする土地の所在、〇〇字〇〇〇-〇、登記地目、田、現況地目、畑、面積〇〇平米、同様に〇〇-〇、田、畑、〇〇平米、〇〇-〇、田、畑、〇〇平米、合計〇〇〇平米になります。こちらは市街化調整区域になります。被相続人の所有面積は今回の申請面積と同じ〇〇〇平米となります。

こちらは、申請者の方は〇〇に住んでいらっしゃるのですが、実家はこの場所のすぐ近く、〇〇〇のすぐ北側にありまして、母親が住んでいらっしゃいます。週末等に実家に戻られまして、これまでと同様に栗やミカン、カボチャ、芋などの栽培をしていきたいという話を聞いております。

次に、場所の説明をします。1枚めくって7ページをご覧ください。先ほどと同様に、〇〇〇のほうに向かいまして、手前の〇〇〇線との交差点を左に向かいまして1個目の信号、

〇〇〇を〇〇します。〇〇mほど進みますと、〇〇〇がございいますが、こちらの北側の着色した場所となります。こちらは東側のほうから二重の点線についているところ、道路はあるんですけども、未整備で、車が通れるかどうか、それくらいの現況となっております。逆に〇〇〇から入れる道路はございません。現地の様子なんですけれども、隣の8ページにありますように、きちっと自分の土地を単管パイプで囲って管理されている様子がございいます。それで現地のほうも耕運された跡がありまして、敷地内、色がツートンに分かれているように見えると思うんですけども、奥の薄いほうには果樹が、水路を挟んで2か所になるのですけれども、水路を挟んだ北側のほうは3番の写真のような草が刈り込まれた状態となっております。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の6番、齋藤富子委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いします。

○6番（齋藤富子委員） 6番、齋藤です。

先日19日に調査に行ってきました。そうしましたら、①のほうは半分きれいに耕運機で耕してありまして、②のほうは栗と柿とがきちんと植えてありました。③のほうは何もなかったような感じですね。

それで〇〇さんのところがすごい真面目な家なんですね。それでお母さんも家の近くで野菜とか作っているんで、今度はこっちのほうに野菜を作るといことです。近所の評判は、すごい評価がいいです。それで息子さんも週末に来て、こちらの畑のほうをやっているといことを言っていました。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と6番、齋藤委員より相続税の納税猶予に関する適格者証明の件について説明がありましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

どうぞ。

○9番（飯山敏行委員） 9番、飯山です。

ちょっと質問ですけども、道路はありますか。

○議長 事務局で。

○事務局 東側に点線でありますように、ここに道路と水路が並行してありまして、途中、狭いのですけれども、道路があります。

○9番（飯山敏行委員） 車くらい入れるのですか。

○事務局 車で通った跡があります。自分は、途中で資材置場のところが狭くなるので行くの

をやめました。そのくらいの広さです。

○9番（飯山敏行委員） ということは、農機具というか、トラクターか何かでちょっとした農機具は持っていけるのですか。

○事務局 はい、入れますね。タイヤの跡もありました。〇〇〇からも、ここは官地かどうか分からないですが、別の方が入れるようにしたのか、道路形態みたいなものがあるのはあります。ただ、恐らく普通の人は勝手に入れないと思いますけれども、そんな状況です。

○9番（飯山敏行委員） 野良道みたいなものですね。

○事務局 はい、そうですね。

○9番（飯山敏行委員） 贈与でなくて、これは。

○事務局 相続です。

○9番（飯山敏行委員） 相続で、納税猶予をかけるわけですか。

○事務局 そうです。

○9番（飯山敏行委員） 分かりました。ありがとうございます。

○議長 どうぞ。

○13番（鈴木 隆委員） 13番、鈴木です。

この今ある土地の周りの土地は、畑とか田んぼなんですか。

○事務局 畑ですね。

○13番（鈴木 隆委員） 畑ですか。

○事務局 ええ、畑です。

○13番（鈴木 隆委員） ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

私と新井委員で今日ここに来るときに、そばまではちょっと細いから入っていけないと思って行かなかったのですが、ちらっと止まって見て来たのですが、南側、だから入り口の道路、この堀のところ、半分くらいまでは普通の乗用車で行けるけれども、その先、資材置場みたいなフェンスがあって、その先までは行かなかったのですが、耕運機や小さなトラクターだったら行けるかもしれないです。

相続人の実家は、地図の右下の議案第25号の枠のその上の家だそうです。お母さんが住んでいるのは、そうですね。

○事務局 そうです。

○議長 北側で作っている人を知っているのですけれども、周りは市民農園みたいな形で小さくやっている感じです。

ほかにございますか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手多数 ————

○議長 挙手多数ですので、本件は原案のとおり可決いたします。

続きまして、同議案番号2について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の9ページをご覧ください。

議案第25号、番号2、相続人住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、被相続人住所・氏名、同じく〇〇〇、〇〇〇、特例の適用を受けようとする土地の所在、〇〇字〇〇〇-〇、登記地目、畑、現況地目も畑、面積〇〇平米、こちらの仮換地先が〇街区〇画地、〇〇平米、同様に〇〇-〇、畑、畑、〇〇平米、仮換地先、〇街区〇画地、〇〇平米、〇〇-〇、畑、畑、〇〇平米の一部、こちらの仮換地先が〇街区〇画地、〇〇平米、合計〇〇〇平米の一部、仮換地先は〇〇平米となっております。都市計画区域は市街化区域内で、こちらは八潮〇〇号及び〇〇号生産緑地の一部の仮換地となっております。被相続人の所有面積は〇〇〇平米ですが、被相続人のほか、もともと相続人の所有名義になっている土地もございまして、そちらを足しますと合計の所有面積が〇〇〇平米となります。

こちらは、申請人の方は農地台帳で確認したところ、農業従事日数が年間250日、主にトマトの栽培をされておりまして、市場に出荷されておりまして、所有機械はトラクター、普通トラック、軽トラックなどを所有されておりまして、次に、場所の説明をいたします。隣の10ページをご覧ください。市役所の今度は逆の〇側の出入口を出まして〇に向かいます。直進しまして、〇〇〇線まで到達しましたら、そこを〇折して〇〇方向に向かいます。ずっと進みまして、〇〇〇を渡り終えたところからさらに〇〇mほど行きますと、〇〇〇のところに到達しますが、そこを右折しまして〇〇mほど進みますと〇〇〇に到達します。その〇〇〇の南側、図面に着色したところが今回の申請地となります。こちらはもともと、この図面には入らないのですが、〇〇〇の北側にありました八潮〇〇号、〇〇号の生産緑地の一部の仮換地先として、こちら3画地にまとめられた土地となっております。

現地の様子は、1枚めくっていただいて後ろの11ページのほうにビニールハウスが3棟連なった状態となっております。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の7番、福岡達則委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○7番（福岡達則委員） 7番、福岡です。

先週、現地確認、また本人の意向調査ということで伺ったところ、現地としてはハウスが3棟立っておりまして、中は何も作付してない状態で、いつでも作付できるという状況です。

また、本人の意向を調査したところ、これからも1人で頑張っていくということでもあります。  
以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と7番、福岡委員より相続税の納税猶予に関する適格者証明の件について説明がありましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

先ほど1人で頑張りますというふうに説明がございましたけれども、現状、何人家族ですか。

○7番（福岡達則委員） 現状、家にいるのは1人です。

○議長 1人なんですか。

○7番（福岡達則委員） 周りに兄弟がおります。

○議長 現状、ハウスには何も作付されてないということでしたが、それ以前はあったのですか、去年は。

○7番（福岡達則委員） 父親がひとりでやってまして、露地もあるのですが、きれいに維持管理されていました。

○議長 どうぞ。

○4番（渋谷 稔委員） 納税猶予の線引きと言っては何だけれども、どのくらいまで耕していれば納税猶予を受けられるものなのか。納税猶予ってかなりお得と言ってはお得なんだけれども、本人が亡くなるまでやらなくてはいけない。ただ1人で亡くなるまできれいにしておけるのかという疑問がまずあるんですよ。だから、その線引きというのをちょっと教えてもらいたい。

○事務局 確かに明確化されているものはないと思うんですけども、農業経営を続けているという条件で納税猶予をしてもらえることになります。農地というのはいつでも耕作できるような状態にしておくのが農地の管理ということなので、最低でもそういう状態にしておくことが必要なのではないかなと思いますけれども、こういった状態とか定義づけされているものはないと思います。もともとは農業経営を続けていますよということを基準で出来上がっているものですから、それはやらないというのは想定していない。それができなくなってしまうというのは、納税猶予の適用を受けたら、3年ごとに、農業委員会に引き続き農業経営を行っているかどうかの証明を出してもらわないと駄目なんですけれども、仮に全然やなくて、農業委員会で調査をして、これは駄目ですねということを税務署に報告すれば、そこで納税猶予は終わりになるので、プラス利子をつけて払うことになります。ただ、かなり大きな金額の話になるので、そこまでやっている例というのはあまり聞いたことがないというのは現状です。ただ、正直、3年ごとの証明を発行するのに困ってしまう農地があるこ

ともあります。

- 9番（飯山敏行委員） 農業者に認められた権利だから、納税猶予を利用するかしないかは農業者の台帳に載っているような方だったら許してもいいのかなとは思いますが、それでも。
- 議長 そこで農業委員会の判断が難しいんですよ。
- 9番（飯山敏行委員） でも、明らかに駄目であれば、プラスして利息分を払うようになる。ペナルティがあるので。
- 4番（渋谷 稔委員） ペナルティはね、その人のモラルが問われるから。
- 9番（飯山敏行委員） でも、3年おきの申請をするときには自分で草刈りしたりして、いつでも耕作できる状態にしてどうぞ見てくださいという形で申請するのが、大体皆さん、そういう感じですよ。
- 議長 ここは生産緑地なんですか。
- 事務局 市街化区域内は、生産緑地でないと納税猶予を受けられませんので。
- 議長 生産緑地の許可よりも、納税猶予の許可のほうが厳しいというか、罰則があるわけだから、3年ごとの証明書を出したり。
- 4番（渋谷 稔委員） 納税猶予を認めて、後から駄目ですよと言ったら、これだけの敷地面積で税金を掛けられたら。
- 議長 そういうペナルティがあるわけだから、そっちのほうが、ちゃんとやる人も多いんじゃないかと……
- 4番（渋谷 稔委員） ただし、亡くなるまでというのがあるから。
- 9番（飯山敏行委員） その人によって、市街化区域と調整区域の納税猶予は金額が全然違う。数千万単位と数百万単位だから。
- 議長 難しい判断なんでしょうけれども……
- 4番（渋谷 稔委員） やらないと、億から違う。やっておいたほうが、これから続けるのであれば。
- 議長 いろいろご意見がございしますが、ほかに質問がございせんか。
- 委員より意見なし ———
- 議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思っております。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。
- 挙手全員 ———
- 議長 挙手全員ですので、本件は原案のとおり可決いたします。

## ◎協議事項

○議長 次に、次第6、協議事項、農業経営基盤強化促進に関する基本構想の一部改正（案）につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料1になります。こちらにつきましては、市長から農業委員会宛での照会文がございまして、貴委員会に意見照会しますということです。

資料につきましては、2枚目の別添1と、それから、基本構想と新旧対照表がそれぞれあるかと思えます。

別添1のこちらの2枚目から見ていただきます。

○事務局 先に郵送された文書があると思うんですけども、農業経営基盤強化促進に関する基本構想の一部改正（案）について、農業委員各位ということで、4種類入っていると思いますけれども、改正（案）と見直し内容対照表と、それと別添1、こちらの資料で説明がありますので、こちらをご用意してください。

ない方はいらっしゃいますか。もしなかったら、手を挙げていただきますと。

よろしいですか、大丈夫ですか。

では、お願いします。

○事務局 着座にて失礼します。

別添1の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更（案）、1としまして、基本構想とは何かということでございますけれども、農業経営基盤強化促進法第6条によりまして、「認定農業者制度」をはじめ、農地集積に関する目標、農地の利用権設定に関する取組や基本的な考え方を定めたものでございます。

基本構想につきましては、何度か変更になっておりますけれども、現行の八潮市の基本構想は平成26年9月に変更を行ったものでございます。

2としまして、変更理由でございます。

法の一部改正に伴いまして、埼玉県「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が一部変更されたことによりまして、八潮市基本構想についても変更するものです。

3で、県の基本方針の主な変更点です。

(1)としまして、法改正に伴う農地利用集積円滑化事業に係る規定の削除です。

○議長 何ページですか。

○事務局 別添1の資料になります。

○事務局長 補足させていただきます。一番最初に、1で、適用区分とはこういうものですよということのご説明をさせていただきます。2、変更理由ということで、これは法に基づいてつくられているものでございます。埼玉県の基本方針を法が改正されたことによって一部変更があったということで、それで市は県の方針に基づいて変更するということです。

それで、2番が終わりまして、今3番に入ったところです。では、よろしいですか、では、3番から、またお願いします。

○事務局 3の(1)法改正に伴う農地利用集積円滑化事業に係る規定の削除でございます。

農地の集積・集約化を支援する、これまでJA等が実施してきました農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業と統合一体化されたことによりまして、県の方針から規定が削除されました。

(2)としまして、新規就農者の確保目標数の変更です。改正前280人から330人に変更になりました。これは実績に伴う増加でございます。

(3)農用地利用集積の目標値の変更、担い手への農地の集約の部分でございます。改正前48%から50%に変更というものであります。これを踏まえまして、市の基本構想を変更するというものでございます。

続きまして、1枚めくっていただきますと、基本構想変更の流れでございます。

1番でございますが、令和2年に法律の一部改正がございました。

2番で、令和3年1月に埼玉県の基本方針が変更となりました。

3番で、本日、農業委員会に意見照会をさせていただいております。併せまして、農協のほうにも意見照会をするものでございます。

本日意見をいただきまして、4、県知事への同意協議でございますけれども、本日の意見を書面に添えまして県知事への協議を行います。

5としまして、新基本構想の作成、公告ということで、こちらを予定しております。

流れとしましては、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

○事務局 資料の説明が終わりましたけれども、新旧対照表というA4の横判ですけれども、基本方針の構想見直し内容対照表というA4横判のものがあると思います。こちらが変更の内容を新旧で表にしたものでございます。

主な変更内容でございますけれども、めくっていただきまして4ページになりますけれども、4ページの中ほどに、アとしまして、確保・育成すべき人数の目標ということで、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保ということで、埼玉県は330名の目標を掲げておりますので、八潮市は現行の実績を踏まえまして年間2名の新規就農者の目標を掲げてございます。変更前は3名でございましたけれども、実績に合わせて2名ということで変更しております。

あと5ページ目からは指標でございますけれども、これは認定農業者を認定するに当たっての指標でございます。

5ページ目でございますけれども、左側につきましては、変更前ということで、一番左の

営農類型ということで、施設・こまつな・露地野菜複合型ということで、このような指標だったのですけれども、右側の変更後ですけれども、まずは施設軟弱野菜ということで表を変更しております。

また、経営規模というところでいいますと、経営規模には作付面積あるいは経営面積が書いてございますけれども、施設でございますので、旧のほうは経営規模で1,000平米ということでございましたが、変更後も施設野菜の経営規模は1,000平米、作付作物のこまつな、4反につきましては変更はございません。

次の6ページになりますが、中ほどに、露地野菜・こまつな複合と書いてございます。こちらにつきましても基本的には作付面積の4,000平米ですけれども、経営規模が2,000平米となっています。

6ページにつきましては以上でございます。

10ページに移りまして、10ページの一番上を見ていただきますと、農用地の利用に占める面積のシェアということで、担い手さんが借りるといふか、担う面積目標でございますけれども、以前は10%でしたけれども、今後は20%ということで、現状を踏まえて設定しております。

続きまして、最後になりますけれども、22ページ、第6、農地利用集積円滑化事業に関する事項につきましては、先ほど申しましたようにこちらの事項が法律からなくなったということで、こちらの規定を削除ということになっております。

以上が主な変更点でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より農業経営基盤強化促進に関する基本構想の一部改正について説明がございましたが、何か質問、ご意見がございましたら、挙手にて、自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

○事務局長 ペーパーを見ながら、では私が補足説明させていただきますが、今、係長から説明がありましたように、この基本構想というのは農業経営基盤強化促進法という法律があるのですが、その法律に基づきまして、埼玉県では基本方針、各市町村では基本構想というものをつくりなさいということで、この基盤強化促進法の中の5条では、県では政令に定めることにより農業経営の基盤と強化の促進に関する基本方針を定めるものとするということが5条のほうに書かれていまして、6条においては、市町村長は政令で定めるところにより農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想を定めることができるということになっております。

市の基本構想の中に、農業経営基盤の強化に関する目標または農業経営の指標を書きなさい。また、先ほど青年というところがありましたけれども、新たに農業経営を営もうとする

青年等が目標とすべき農業経営の指標も定めなさい。そのほかにも農用地の利用の集積に関する目標、農用地の利用関係の改善に関する事項だとか、あと先ほど面積のことがありましたが、パーセントのところだと、今八潮市で行っておりますが、利用権の設定等の促進事業に関する事項ということで、先ほど10 a が20 a になっていたと思うんですが、実際に八潮市でも利用権の設定の出し手、受け手の手続を農業委員の皆さんで審議していただいておりますが、あの面積を上げていきなさい。要は担い手を増やしていきなさいというようなところが目標に定められています。それが県のほうではいわゆる48%が50%に上げたということは、もっと担い手を上げなさいというような形で県は考えている。そうすると市もこれに合わせてやっていくということで、例えばうちのほうでは農地30 h a がありますけれども、その30 h a の部分を例えば20%というとならば6 h a くらいを担い手のための目標、これは10年くらいの目標になるんですけども、この目標に向かって皆さん頑張ってくださいというような形で定めたいということで市のほうでつくらせていただいたんです。

県が変わったので、市も変えたことによって、基盤強化促進法の施行規則というのがあるんですけども、法律の下にある規則ですが、その法律の2条に、市町村が法第6条で作りなさいという基本構想を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会及び当該市町村の区域に属している農業協同組合さんの意見を聞かなければならないと書いてあるんですね。それで先ほど係長が農協さんのほうにも意見を聞いていますと、なおかつ農業委員会の皆さんにも意見を聞いた上で、それでこれを定めて、最終的に県のほうに提出して、県に承認をもらった場合には告示行為というのをするんです。告示行為をしたことで初めて変更案が決定されるという流れになっています。このような内容でよろしいでしょうかということで、資料だけ皆さんに送らせていただきましたが、なかなか言葉でご説明しないと分からないところがありますので委員の皆様には修正案に係長より説明させていただきました。

先ほど係長が話をした、例えば4ページに、280人から330人ということで増えている。ということは担い手、若い世代の人たちを増やしなさいということです。実質は係長に調べてもらったら、オール埼玉で平成26年度は284人ということで、目標を達成しているんです。ちなみに元年度は、1年間で担い手が321人ということで、八潮では今新規就農者の方が1年で1人とか2人、後継者の方も含めて1人か2人、農業大学校に行って戻ってきたなど、そういう方々がカウントの数になっていきます。八潮市の構想では、以前は3人だったのですが、なかなか3人では高い目標ではないかということで、年間1人は今確保させていただいているのですけれども、もう1人、努力して2人ずつ年間増やしていったらどうかなというので、こちら市のほうでつくらせていただいた案です。

10ページでは、先ほど言った目標シェアということで10%から20%ということで、20%に換算すると中川農地30 h a であれば、約6 h a を集約することで、令和3年12月現在、

今月現在ですと利用権の設定、要は担い手をつくっていただいている面積が1.6haくらい借り手の方が借りていただいている。この辺を6haまでもっていこうというのが一つ、農業を進める中で目標としようというところですよ。

あとは、右側の修正案ですが、下線が引いてあるところが修正したところになります。若干この辺は、後の部分は文言、名称が、例えば八潮市の市が入ってなかったり、協議会の名称が変わっていたり、条例の名前が変わっていたり、また、農業法人も以前は農業生産法人と言っていたのですが、農地所有適格法人と名称が変わったりしているのです、今回の改正にあわせて直していこうというところが下線の部分でございます。

ですから、今係長から説明がありました主な部分が今回の修正のメインということになりますので、ご判断いただければと思っております。

内容につきましては、今ので、ちょっと私も早口で説明しましたがけれども、少し分かっていただけましたでしょうか。

○議長 皆さん、分かりましたか。

どうぞ。

○12番（鈴木新一委員） 国の農業経営基盤強化促進法の改正というのは、今なぜ改正されたのでしょうか。

○事務局長 おおもとの改正が令和2年4月1日施行で行われました。埼玉県の方は令和3年1月に改正、方針を見直ししております。それで県も変わったので、各市町村で直しているところですよ。

○12番（鈴木新一委員） それは分かったんですけども、おおもとの促進法の改正がなぜこの時期に改正されたのかを知りたい。

実態に合わなくなったから改正されたのか。

○議長 なぜ改正されたのかということ。

○事務局長 改正の主なもの、先ほど説明した中間管理機構の関係とかが……

○12番（鈴木新一委員） 実態に合わなくなってきたので改正したということですか。

○事務局長 そうなんです。それを直したので合わせたということですよ。

○議長 定期的に何年かに一度改正があるんですか。

○事務局長 これは計画そのものは5年に1回見直しがあるところですよ。ですから、何かそういう途中に国の法律が変わったり、または先ほど言った状況が今に合わなくなっているものがあれば、見直しをしていくという形でやっております。ですから、また今後何年か後には農業委員の皆さんにご意見をいただくということもあるかと思っております。

○議長 5年に1回見直しをして、それで支障がなければそのままだし、何か支障があれば改正するという形をとっているわけですね。

○事務局長 そうですね。また、国からいろいろな形で農業振興ということで出てきた場合に、この促進法の中にも影響するとまた見直しというのが出てくるかと思えます。それが今回あったということで。

○議長 ほかに質問ございますか。

中身に関してはちょっとよく分からないところが多いのですが、形態自体は分かりました。別に質問ないですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、本改正案につきましては支障なしということで、よろしいですね。では、よろしく申し上げます。

---

#### ◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第7の転用等届出受理報告についてでございます。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について1件、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について11件、報告第4号 農地転用許可後の工事完了届について1件ございますが、今月も会議時間短縮のため読み上げはなしといたします。

また、数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後でご質問がございましたらお願いいたします。12ページから17ページになります。

——— 資料確認 ———

○議長 そろそろよろしいでしょうか。

転用等届出受理報告について、何かご質問がございましたら、挙手にて議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、転用等届出受理報告は終わりとします。

---

#### ◎その他

○議長 続きまして、次第8のその他にまいります。

その他につきましては、報告事項が3件、依頼事項が2件ございます。

初めに、報告事項1件目、八潮市農業経営者支援給付金について、事務局より説明をお願い

いします。

○事務局 それでは、資料の2、本日お配りさせていただいた資料です。

農業経営者支援給付金事業についてですけれども、コロナの影響によりまして、様々な影響を受けていることを踏まえまして、影響緩和のために支援給付金事業を実施するというものでございます。

記でございますけれども、1、対象者でございます。直近の、令和2年の農業販売収入が年間50万円以上ある方、個人農業者の方は市内に住所を有する方、法人の方は市内に主な事業所を有する法人が対象となります。

2、支給金額ですけれども、一律5万円です。

3、申請期間は1月14日から2月14日（必着）でございます。

4、申請方法ですけれども、できる限り郵送でお願いいたしますということでございます。

添付書類につきましては、①、②は資料の横につけさせていただいておりますけれども、交付申請書と請求書でございます。

③としまして、通帳の写しということで、これは表紙と見開きの1・2ページ目を提出いただきます。

④の50万円以上であることが分かるものということで、確定申告書の写し、もしくは市・県民税の写し、それから、農業所得の分かる収支内訳書（農業所得用）が添付書類となります。また、法人につきましては、ご覧のとおりとなっております。

2枚目をめくっていただきますとA3で申請書がございます。左側の記入例に基づきまして書いていただいて、最後に切り取っていただいて、提出をお願いいたします。

添付欄がございますけれども、添付欄のほうも忘れずに確認をお願いいたします。

これは申請書でございます、次をめくっていただきますと請求書でございます。

後ろがリーフレットでございますけれども、これは先ほどご説明した内容がリーフレットになっているものでございます。

様式については、本日22日付で、各農業者、1,000平米以上の農地所有者のほうに本日付で郵送しております。

以上でございます。

○議長 ただいま農業経営者支援給付金について説明がございましたが、何かご質問ございますか。

8番、どうぞ。

○8番（小倉雅樹委員） 8番、小倉です。

これは1件5万円ですか、1人5万円ですか。

○事務局 農業経営者ということでございまして、1件の経営者の方となります。

○8番（小倉雅樹委員） 例えちでは、父親、母親も別に農業で税金申告を3人しているのですが、それでも1人ですか。

○事務局 そうです。

○議長 八潮市に登録というか、八一調査などで事業経営主は多分皆さん1人にして書いていると思うんですが、1件で2系統、例えば自分と両親とは別々に販売しているよとか、そういうのだったら……。

○8番（小倉雅樹委員） 別々に申告している。

○議長 申告は別ですよ。だって、両方とも農業経営者ですか。農業で出しているんですか。

○8番（小倉雅樹委員） そうです、おやじの書類もあるから別々に出している。そういうのはどうなんですか。

○事務局 1経営体となっていますので、1家族の中で経営者になる人を1人とします。

○議長 どうぞ。

○4番（渋谷 稔委員） 渋谷です。

これは販売収入が年間50万円以上あり、①またはと書いてあります、②に該当する方、②というのは市内に主たる事業所を有する、あ、違う……、①か、市内に住所を有する個人農業経営者、例えば個人農業経営者、または50万円以上ある方って、例えば50万円以上なかった経営者はどうなるのか。でも農業者になっている方。

○事務局 50万円以上ないと適用されません。ちょっと書き方が分かりにくくて大変申し訳ございません。50万円以上売上げがあって、かつ市内に住所を有する方が対象でございます。

○4番（渋谷 稔委員） では、例えば生産緑地を持っていて、一応農業者になっているんだけど、販売金額がない、自家消費のみの方とかっているんですよ。そういう方はどうなんですか。

○事務局 そういう方は該当はないです。

○4番（渋谷 稔委員） 分かりました。

○議長 とりあえず年間50万円以上の販売収入がある方でないと駄目なんですね。そうですね。

○事務局長 補足させていただきますと、今回市のほうで皆様のほうに額は少ないのですが、支援給付金を出させていただこうという趣旨です。この2年、令和2年、3年に出荷している人とか販売先の方が影響が出ているだろうということで、その影響が出ているのは、50万円以上出荷していて単価が下がったり、特に、お米のほうは今回給食だとか外食産業で米が売れないで単価が下がってしまったということなので、そういう方々に対して支援給付金を給付させていただこうというのが趣旨でございます。そういう意味で、農業を営みながら販売されていて、要は収入が落ちている方々に対して、次のときのステップに使っていただければということで5万円でありますけれども、給付させていただこうということをつくった

支援金でございますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長 この経過については、前回11月の総会に出席された方にはお話しさせていただきましたが、お米の価格が下がったことと、やはりコロナウイルス感染症拡大の影響により収入が減少しているということで、まず〇〇市で支援金を交付することが新聞に掲載されました。JAさいかつ管内の〇〇、〇〇、〇〇も市町で給付金等を支給することが周知されているなか、その時点では、八潮市では話は出ていないようだがと、JAさいかつの〇〇〇から私のところに電話があり、早速私が役所へ来て確認したところ、構想はできていたらしくて、それは議会でちゃんと承認してからでないと発表できないということだったらしいのですけれども。

○事務局長 今会長からお話があったので、少し私のほうから説明させていただきますと、今会長の言われたとおり、うちのほうでも考えていたのですが、議会に諮る必要があります、議会に議案として出す前に皆さんに公表してしまい議会軽視になるので公表できなかったのです。水面下では動いてはいました。ほかの市町は9月議会があったのですが、うちの市議会のほうは議員の選挙、市長の選挙が9月にあったため、うちは8月に議会をやってしまったので、タイミング的には出せませんでした。12月議会で議員の皆さんに審議、採決いただけたので、今回数字を出したということです。

ほかの市の状況は、会長が言われた〇〇市の方については米だけなんです。米で5反以上お持ちの方に対して、1反1万円交付させていただくということで、水稻だけの方を対象にしています。

〇〇は、うちと同じような形で農業収入50万円以上の方を対象に、10万円を給付し、今月いっぱい締切りだということで聞いております。

〇〇市と〇〇市は、うちで言う商工観光課所管の補助金なんです、農家の方も対象になっているんですね。〇〇市は、月の売り上げが前年又は前前年同月比で一定以上減少の方に対して5万円支給するというので、農家を含む事業者等が対象になっています。〇〇市は、経営状況の改善を目指す事業に対して限度額30万円まで給付しますよということで、それぞれ市町でコロナに関係する支援給付を進めております。

八潮はちょっと遅くなってしまったのですけれども、今回このような形で出させていただこうということで、1月14日から1か月間、申込みをしていただく期間を取って、皆様に支給させていただければと考えます。

ちょっと補足させていただきました。

○議長 構想ができていると副部長が説明してくれたので、それで納得したのですが。

ほかに何か質問ございますか。

どうぞ。

○12番（鈴木新一委員） この給付金の関係で、様式だけではなくて、交付要項もホームページに載せるのですか。

○事務局 掲載します。

○議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 なければ、次にまいります。

依頼事項1件目、令和3年度違反転用対策重点パトロールの実施について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料3をご覧ください。

こちらは、毎年この時期に埼玉県から依頼がくるものなんですけれども、パトロール実施ということで、ただ、今度のパトロールは夏にやっていただいた遊休農地のパトロールではなくて、対象は違反転用になります。そうそうあるものではないので、それと併せて、例えば不法投棄とか、そのほか何か特に農地の管理上困ったことがあれば、報告していただければと思っております。

県のほうで計画しておりますのは、下のほうに書いてありますけれども、11月下旬から年が明けた2月下旬のうちの任意の5日間行ってくださいということですが、これは全5日間行ってくださいということではなくて、例えば1日に3件のパトロールがあったら、それは3回カウントしていいという方針になっております。また、引き続きコロナ禍なので、何人か組んで合同パトロールというのは難しいと思いますので、昨年同様、それぞれお忙しいところ恐縮ですが、時間をつくってパトロールをしていただきたいと思います。

その下に報告方法として載っております、様式1、様式2とかありますけれども、こちらは事務局のほうでまとめて県に報告する様式なので、こちらは気になさらなくて結構です。

皆さんには資料3の後ろに、冬季パトロール報告書というのをつけさせていただいたんですけども、こちらの報告書でご報告いただきたいと思います。

報告書の後ろに、前回依頼したときと同じ、各担当地区の地図が入っておりますので、この地図を基にパトロールしていただきまして、万が一、無断転用とか不法投棄とかそういうものがありましたら、また、地図のほうにバツの印をしていただいて、その旨を報告書のほうに、日付と、場所、もし地図にチェックした場合は、そこに通し番号をつけていただきまして、報告書に併せて通し番号を記入して、現況がどうだったかということを書いていただきたいと思います。何も異常がなければ異常なしで結構ですので、書くところが3段ありますけれども、これは3回やっていただくということではありませんので、忙しくて何日かに

分けてパトロールすることもあるのかなと思ひまして、3段にして載せてあります。こちらのパトロールのほうをまとめて、事務局から県のほうに報告するのが2月21日となっておりますので、皆様のほうには来月の総会までに報告書を提出していただきたいと思ひます。それでコロナ禍でもありますので、総会を待たずにパトロールを早く終えられた場合は、返信用の封筒を一緒に入れさせていただきますので、返信用の封筒に報告書を入れて郵送していただければと思ひます。くれぐれも、今、日が暮れるのが早いので、十分安全に注意して実施していただきたいと思ひます。

事務局でまとめて県に報告するのが2月21日なので、来月の総会までに提出してください。

以上となりますが、よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいまの農地パトロールの説明について何か質問はございますか。

これは1日だけでもいいということ。

○事務局 そうです。一通り回っていただければ、毎年やっていると思うので。

○議長 1日で一回りできちゃえば、全部できちゃえばよいということで。

○事務局 これは毎年、県内で無断転用等に対してこの時期に目を光らせておきましょうという趣旨かと思ひますので、異常がなければ異常なしで書いて報告していただければ結構です。

○議長 ほかに質問はございますか。

では、1月の総会までにパトロールして、出してください。

次に、報告事項2件目、全国農業委員会会長代表者集会における決議について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料4のほうをご覧ください。

毎年、全国農業委員会会長代表者集会というのが行われているのですが、今年は12月2日に行われまして、ただ、コロナ禍でありますので、各都道府県、出席人数が制限されておりまして、埼玉県農業会議では会長と副会長のみ出席したそうです。こちらの代表者集会における決議内容につきまして、その内容をご理解いただいて、今後の農業委員会の活動の展開の中に盛り込んでいただきますようお願いいたしますということで、内容を確認してくださいということで送られた文書となります。

後ろのほうに、決議内容、主に3つの形になりますが、まず、1番目として、「人・農地など見直し」に関する要請決議、2番目としまして、「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の推進に関する申し合わせ決議、3番目としまして、「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議、この辺を理解してくださいということなので、後ほど後ろのほうを読んでご理解いただければと思ひます。

同時に、こちらの代表者集会の様子がユーチューブでウェブ配信されておりますということで、その内容が次の資料5なんですけれども、こちらがウェブ配信の内容と、このウェブ

配信を見るときの資料が添付されております。この資料5を見ながら、見られる方はユーチューブでこの代表者集会の様様をご覧になって理解を深めてください、そういったお願いになります。時間があいたときにでもご覧いただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長 何か質問はありますか。

次に、報告事項3件目、農業者年金の普及資材及び農業者年金制度改正リーフレットについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料6と7と、さらにカラーチラシ2枚、計4枚について説明をしたいと思います。

まず、資料6ですけれども、農業者年金普及資材の送付についてということで、毎年この時期になりますと、年金の普及資材としまして、普及活動に使ってくださいということで委員さん宛てに何かしら農業会議のほうから配布されるんですけれども、今年につきましてはマスクの配布がありましたので、戸別訪問するとか、近所の方とかに年金を普及する際の資材としてご活用いただければと思います。数につきましては、各委員の皆様には2個ということで配布させていただきました。

資料6の文書の中段のほうにもあるのですが、戸別訪問や集会等での制度説明に当たってはということで、農業会議の職員の派遣を行いますのでということで、詳しい説明が必要などときには声をかけていただければ、県農業会議の職員が派遣されまして、詳しい説明をしてもらえますので、事務局のほうまでご連絡いただければと思います。

それでは、資料7のほうをご覧ください。

資料7は農業者年金制度改正リーフレット送付についてということで、今回カラーのリーフレットを2枚お配りしているのですが、3の制度改正のポイントというところをご覧ください。

①から③まで、3つのポイントが今回の制度改正のポイントになりまして、①としまして、35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の条件を満たす方は1万円から加入できる。②としまして、年金の受給開始時期を選択できる。③として、加入可能年齢が65歳に引き上げられるとなります。

そこで、カラーのチラシの白っぽいほうのチラシを見ていただきますと、ポイント1、ポイント2、ポイント3ということで、改正の内容がカラーのチラシのほうになります。

ポイント1の35歳未満の若い方、今まで若い方で支援が受けられるのがあったのですが、こちらは認定農業者等、条件がありました。今度の改正において、今までの制度を受けられない若い農業者について、35歳未満であれば、月額1万円から加入できるようになりますというのが令和4年4月からの改正です。

ポイント2で、農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります。国民年金の上乗せ部分として農業者年金があります。国民年金のほうは受給開始を繰り下げることによって、もらう年金額を増やすとすることができるのですが、農業者年金の制度はこれに追いついてない制度でした。それが農業者年金自体も、65歳でもらわないで、年金の受給開始時期を遅らせることができるようになります。遅らせれば遅らせるほど毎月もらう年金額が増えていくという、そういう自由な選択ができるように制度が改正になるというのがポイント2になります。

ポイント3につきましては、国民年金というのは、基本60歳になるまで入るものなんですけれども、国民年金は、払う満額の月数に満たない人は60を過ぎても入ることができるのに、農業者年金は60までという制度でした。しかし、農業者年金につきましても令和4年5月から、加入年齢が60歳以上でも、65歳未満の方であれば加入ができるようになりますという変更がされるということです。

今回、若い方の制度が変わりましたので、緑色の濃い「若い農業者の皆さん！」というチラシのほうが大幅に改正になりました。お若い方、1万円から加入できますということでチラシの説明でした。

以上になりますけれども、制度を知りたいなという方がいらっしゃいましたら、事務局の後藤のほうまでお声がけをお願いします。

以上になります。

○議長 ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

これって、改正案のポイント1の説明って、具体的に言うと、下の①から⑤に該当しない方ということは、白色申告で国民年金に加入してあれば1万円から入れるということですか。次の①から⑤のいずれにも該当しない方が権利者なんでしょう。認定農業者かつ青色申告者の方は駄目なんでしょう。

○事務局 認定農業者で青色申告していれば、この1万円から加入できる35歳未満の新しい制度ではなくて、今まで2万円のほうに入れて、でも実際は払うのは1万円、そのほうが2万円掛けたことになるので。

○議長 だから、青色申告者ではない、白色申告者の方も1万円以上で払えるということなんでしょう、入れるということは。

○事務局 そうですね。

○議長 だから白色で、国民年金に加入していれば入れるということですよ。

○事務局 そうですね。

○議長 それと、今ちらっと農業ニュースを見たら、これは載ってないので、これも一緒に配ったらいいのではないかというふうに思ったんですけれども。

○事務局 実はこれは変わることは分かっていたので、できれば農業ニュースにも載せたいなと思ったのですが、まだ年金基金からこういった資料がこなかったもので、今回一緒につけられたらいいのですが、これ、何十部もないので。

○議長 分かりました、今回はパスしましょう。次回にしましょう。

よろしいですか。

それでは、次に依頼事項2件目、中川遊歩道における注意事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局長 お手元の資料8をご覧ください。

こちらは、併せて二丁目地区、また、木曽根地区、南川崎地区の農業委員の皆様には農業ニュースと一緒にチラシのほうも、白黒になっているかと思いますが、併せて農家の方にお配りいただければと思っております。

これは今なぜここで配るのかということですが、後ろのページを見ていただきますと、こちらの中川遊歩道というのは大瀬運動公園の伊勢野バス停付近から大字二丁目付近まで、幅員約2mで、総延長2.1kmの遊歩道があるのですが、その遊歩道の中で赤く塗った部分が車が通れることになっている区間でございます。これがちょうどつくばエクスプレスの下のところなんです、これは約180mくらい距離があるのですが、このところで、先日、軽自動車が走っていたときに、前から歩行者が来たということで、事故は起きてないのですが、ちょっと危ない状況になったということもありまして、それで今回こういうチラシを作らせていただきました。農家の方につきまして皆さんに気をつけていただきたいということでチラシを作ったものです。それで皆様にもう一度改めて注意喚起いただければということで、公園みどり課がこのチラシを作りまして、今日農業委員会があるということだったので、では皆様にお知らせいただいて、チラシも配っていただければということでございます。

ちょうど中川遊歩道が、この車が通れるというのはこの部分が道路認定されているんですね。ですから車が通れるようになっています。通るのは問題ないわけです。通ってもいいわけなんですけれども、ただ、幅員が狭いということもあったので、ちょうど前から人が来たり、自転車が来たりすると、お互いに動けない状態になる。そういうことで通るに当たっては注意していただきたいということがありました。

併せて、今回の12月議会で議員さんからもこの部分について、そういう情報が入ったのか、質問があったんです。それで担当部のほうでも答弁をしております、今までの経緯、これは道路認定ということなので車が通っていいということになっているので、通る分には支障がないのですが、ただ注意していただければということで、都市デザイン部長のほうから答弁の中に、こちらを通るに当たって、車両通行している農家の方々にも今後ご意見をいただいた上で、どのような安全対策をとったらいいかということで検討していきたいという

答弁を最後にしています。再質問のときにまたその答弁をしているので、今後、ここを通られる方々に対してちょっと意見をお聞きしながら、今後どうするかということ、例えばほかの区間のように通行止めにしちゃって、ちょっとぐるっと大回りするけれども、車ですので大回りしても行けるのかなというのがありますし、その辺も含めて一度農家の方々とお話をとればということには言っていましたので、この場で報告させていただきます。

ちなみに、二丁目、木曾根、また南川崎の委員の皆さんで、ここを通っているのを見かけたことはございますか。特につくばエクスプレスのところは180mくらい入ったら、多分車もバックできないので、向こうからお年寄りの方が歩いてきちゃうと完全に戻らなければいけない状況になっちゃうこともあるので、ここだけは一番注意しないとイケないのかなと思っているので、また何かありましたら、情報をお聞きできればと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

私のほうからは以上でございます。

○議長 それでは、次第8、その他は以上となります。

最後に、次回の日程について、事務局より説明があります。

○事務局 次回は令和4年1月25日、火曜日、午後2時より、今回と同じ市役所第二会議室で総会を開催いたします。

参加人数につきましては、この先の新型コロナウイルス感染状況によりまして判断させていただきたいと思っておりますので、総会の開催通知の発送の際にお知らせしますので、よろしくお願ひいたします。

ちなみに、もし半数での出席をお願いすることになった際は、次回は議席番号偶数の皆さんをお願いすることになりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 それでは、最後に皆さんから全体を通して何かございましたら、お願ひいたします。どうぞ。

○8番（小倉雅樹委員） 確認なんですけれども、資材置場ですけれども、資材置場って鉄板で囲ってあって中は見えないようにしてあるところがあるんですけれども、50坪くらいのそういう鉄板で囲ってあるところに30坪くらい屋根がついている。資材置場は屋根をつけてはイケないのでしょうか。

○事務局 柱か壁があって、屋根がつくと建築物扱いになるので、建築物となると建築確認をすることが必要になると思います。

うちのほうで、少し前にそういう情報が入って、堤防を1本挟んで、あるのは昔からあるんですけども、建物がどうのという連絡が入ったので、見に行つて確認するという話を担当課の職員から聞きました。その先どうなったかまでは把握してございません。

○8番（小倉雅樹委員） まだ屋根がついていますね。

○議長 ほかにございますか。

○事務局 ちょっと事務局から。先ほどお話があった農業ニュース、今回都市農業課で作らせていただきまして、今回、特に文言を、ちょっと言葉をなるべく減らして担当のほうで作らせていただきました。補助金の制度などもこういう補助金があるということで、詳しいことは書かずに、補助金の名称と内容だけ書きましたので、もし細かいことを聞きたいということであれば、遠慮なく都市農業課のほうに電話いただければと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それともう一つは、ちょっと報告なんですけど、本日、このJAさいかつの直売所のところで、10時5分から、今回JAさいかつさんのほうからお米の寄贈がございまして、八潮市に玄米で1t、これはJAさいかつ、三郷、吉川、松伏、皆さんに農協さんのほうから寄贈があったのですが、八潮市では今日、寄贈の授与式を行いまして、市長、そしてJAさいかつの組合長さんをはじめ〇〇専務理事、また、〇〇常務理事等もご出席いただきまして寄贈の授与式をさせていただきました。

このお米につきましては、子ども食堂とかフードパントリーの皆さん、生活困窮者の皆様に配布していただければという農協さんのご意向がありましたので、併せてその席に子ども食堂の方、またフードパントリー、また社会福祉協議会の方々に同席していただきまして、寄贈式が無事午前中に終わりました、各団体のほうにお米を寄贈させていただいたので、皆様のほうに報告させていただきます。

以上でございます。

○議長 それでは、ほかにございませんか。

ないようでしたら、これにて議長の席を下ろさせていただきます。

皆さん、ご協力ありがとうございました。

○事務局長 ありがとうございます。大塚会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましては慎重審議をいただきまして誠にありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○事務局長 それでは、閉会の言葉を小早川会長代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 委員の皆様には師走の何かとお忙しい中を12月総会にご出席いただきまして、長時間にわたりまして慎重なるご審議をいただきまして、ありがとうございます。

週を改めますとまた寒さも一段と厳しくなるようでございます。令和3年もあと残すところ

ろ10日を切りまして、何かとせわしない師走でございます。皆さんご自愛をいただきまして、新しい年を迎えていただければと思います。

以上をもちまして八潮市農業委員会12月総会を閉会いたします。

○事務局長 ありがとうございました。

これにて散会いたします。

皆さん、よいお年をお迎えください。

閉会 午後 4時 5分